

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(ア) 地域の概要と背景

本市は、首都圏に近接しながら自然豊かな景観を有する一方で、中央自動車道 韮崎インターチェンジがあり、国道 20 号、52 号、141 号線といった交通幹線が集中し、従来から交通の要衝とされ交通環境に恵まれている地域である。

さらに、中部横断自動車道が令和 3 年に新東名高速道路と結ばれ、静岡方面へのアクセスが向上した。

また、本市には JR 中央本線の駅が韮崎駅を始め 3 駅あり、韮崎駅から「あずさ」や「かいじ」などの特急により東京都新宿までは 1 時間 30 分でのアクセスが可能となっている。物流面での利便性に加えて、人や情報の移動や交流といった面においても優れた環境にある。

<中央自動車道 韮崎 IC から>

韮崎 IC～高井戸 IC 1 時間 30 分

韮崎 IC～諏訪 IC 30 分

<中央自動車道、中部横断自動車道及び新東名高速道路 韮崎 IC から>

韮崎 IC～新静岡 IC 1 時間 30 分

<JR 中央本線韮崎駅から>

韮崎駅～新宿駅 あずさ 1 時間 30 分

韮崎駅～松本駅 あずさ 1 時間

(イ) 総人口と世帯の推移

国勢調査によると、本市の人口は、平成 17 年をピークに減少傾向となり、令和 2 年が 29,067 人となり、平成 17 年と比較すると、4,734 人減少している。

世帯は、平成 22 年より減少傾向となり、令和 2 年が 11,552 世帯となり、平成 22 年と比較すると 274 世帯減少している。

1 世帯当たり人口は、減少傾向を続けており、令和 2 年が 2.52 人となり、平成 17 年と比較すると 0.43 人減少している。

年齢 3 区分人口では、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加している。令和 2 年では、年少人口が 3,170 人となり、平成 17 年と比較すると 1,944 人減少し、生産年齢人口が 16,977 人となり、平成 17 年と比較すると 4,217 人減少し、高齢者人口が 8,920 人となり、平成 17 年と比較すると 2,053 人増加して

いる。

年齢3区分別人口の割合は、令和2年では、年少人口が10.9%、生産年齢人口が58.4%、高齢者人口が30.7%となっている。

令和2年の本市の就業人口は15,477人となっている。就業人口は平成27年までの減少傾向から転じて令和2年には増加したが、平成17年と比較すると1,215人減少している。産業別では、平成27年度と比較すると令和2年には第1次産業は減少した一方、第2次産業及び第3次産業は増加しており、令和2年の比率では、第1次産業が8.9%、第2次産業が34.3%、第3次産業が56.8%となっている。

(ウ) 産業構造と中小企業者の実態

本市は、機械電子産業の半導体製造装置製造企業と数多くの協力企業が市内に立地し、これらの技術力は地域資源の一つと捉えることができる。また、「武田の里にらさきワイン特区」が「構造改革特別区」として認定を受け、本市のワイン産業の発展が期待され、平成29年度には、韮崎市穂坂町に本市初の本格ワイナリーが立地されるなど、ぶどうの産地化・ブランド化を推進している状況である。

本市の市内総生産（令和2年度：実数）は、約1,875億円で県内8位の経済規模となっている。経済活動別の構成比では、製造業が最も多く63.9%を占めている。また、就業者数についても、全産業に占める製造業の比重が高いことが本市の特徴である。

製造業については、令和2年工業統計によると事業所は、生産用機械器具製造業が最も多く全体の20.8%を占めている。次いで金属製品製造業が12.9%と多いが、従業者数でみると生産用機械器具製造業（48.2%）の次に輸送用機械器具製造業が11.0%と上位に位置する。製造品出荷額等においては、生産用機械器具が全体の59.8%となり、次いで飲料・たばこ・飼料製造業が7.2%となっている。

このほか、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業など、多様な産業が集積している。

本市の中小企業者は、企業全体の86.5%を占め、業種別に上位からサービス業、小売り・卸売業、製造業、建設業である。また、これらの上位5業種で中小企業者数の78.1%が占められている。

(エ) 中小企業振興

これまで、「韮崎市中小企業・小規模事業者振興基本条例」を策定し、「ビジネスマッチング支援事業」や「若者定住就職奨励金制度」といった支援事業に加え、「就職ガイダンス事業」を実施するなど、様々な事業に取り組んできた。さらに本市への定住促進と市内中小企業等の雇用環境の充実を支援するため、新たに

「社宅建設等支援事業奨励金」を創設するなど、一層の企業支援を行っている。しかしながら、依然として一部の中小企業者では人員不足状況となっており、特に中小企業を取り巻く雇用環境は、生産年齢人口の減少、大企業志向の高まり等により、産業や職業によっては、人手不足が深刻化し、人材確保に苦慮している。このため、若者などの誰もが働きたいと思えるような企業とする取組みを支援することは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、本市経済を支えている中小企業者を支援し、もって本市の魅力と活力あるまちづくりと中小企業者の生産性向上を図るため、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の経済を支えているのは、市内事業者の大半を占める中小企業者である。また、地域の雇用を支えまちづくりの発展にも積極的に関わり地域社会と市民生活に大きな役割を担っている。しかし、昨今、本市を取り巻く経済的・社会的環境は人口減少、超高齢社会の到来、経済活動のグローバル化の進展等により、大きく変化しており、企業の健全な経営に様々な影響を及ぼしている現状となっている。このことから、さらなる中小企業振興を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市には、大企業の事業所をはじめとして中小企業が市内全域に広く立地しており、市域全域を対象区域とし、生産性向上の促進を図るものとする。

なお、対象区域に含まれる自然公園に規定する自然公園地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区等の地域は対象区域より除外する。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業の比率が高いものの産業別就業人口や産業構造と中小企業者の実態等から多くの業種が立地し、市民の雇用場となり、地域経済を支え索引していることが伺える。このことから、市内全中小企業者の生産性を高め労働生産性向上を行うことは本市全体の中小企業振興に繋がると考えるため、全業種及び全事業を対象とする。

なお、本市の魅力の一つである自然環境を守り、景観との調和に配慮するため、対象事業から主たる工場や事務所などがない敷地にソーラーパネル（太陽光発電システム）を設置し、発電した電気を全量売電（余剰売電の場合であっても、自家消費分が僅かな場合は全量売電とみなす）する事業は除外する。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から２年間とする。

（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、３年間、４年間または５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（ア）環境の保全への配慮

本市では、韮崎市環境基本計画において「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」を環境像として掲げ、各分野における環境保全に向けた取組みを推進しており、企業立地にあたっては、公害関係法令に基づく規制基準等の遵守は当然として、環境に配慮した開発等の事業活動に取り組むよう求めている。

特に景観、自然環境や地域住民の不安・懸念につながる開発等の場合は、地域住民及び関係者に十分な説明を行い、当該地域に関係する地区から同意を得て実施し、事業運営の後においても地域に愛される事業運営を求める。

（イ）安全な住民生活の保全

安全で安心できる住民生活の保全に向け、施設の適正な管理による犯罪や交通事故等の防止のための取組みを始め、不法就労防止のための取組みの促進を求める。

（ウ）当該設備を導入したことによって、人員の削減に繋がる取り組みとならないよう配慮を求める。

(エ) 過去２年以内（直近２年度分）に国税、市税及び県税を滞納している事業者、
または公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属している事業者は対象企業として認めない。